

別表第1（第2条第5号関係）

区域	位置
別図のとおり	(中央区) 心齋橋筋1丁目、心齋橋筋2丁目、千日前1丁目、千日前2丁目、 宗右衛門町、道頓堀1丁目、道頓堀2丁目、難波1丁目、難波2丁 目、難波3丁目、難波4丁目、難波5丁目、難波千日前、西心齋橋 1丁目、西心齋橋2丁目、日本橋1丁目、日本橋2丁目、東心齋橋 1丁目、東心齋橋2丁目 (浪速区) 難波中2丁目

別表第2（第3条第1項関係）

補助対象項目		補助対象経費
設置経費		給気設備（ガラリ）、排気設備（換気扇）、ダクト工事、出入口扉設置、分煙機・脱臭機等空気清浄機類、空調設備、灰皿・椅子等の備品購入費用など
維持管理経費	保守管理費	空気清浄機等機器保守委託費、清掃・ごみ処理委託、電気代、火災保険料など
	賃貸料	家賃、店舗及び駐車場の賃借料（※）

（※）賃貸料について

- ・管理費、共益費、光熱水費、敷金、礼金、更新料等は、補助対象外とする。また、賃貸料にこれらの費用が含まれる賃貸借契約で、その内訳が明確でない場合、当該賃貸料は補助対象外とする。
- ・賃貸借契約書の賃貸料のうち喫煙所の運営に係る部分について、補助金の交付を受けようとする者が支払う賃貸料とする。

別表第3（第4条第2項関係）

補助対象項目	添付書類
設置経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 事業計画書</li> <li>(2) 収支予算書</li> <li>(3) 工事見積書</li> <li>(4) 施設及び設備の仕様及び外形図</li> <li>(5) 施設及び設備の設置（予定）場所を示す位置図</li> <li>(6) 施設及び設備を設置する土地又は建物を賃貸借等する場合は、賃貸借契約書等の写し（契約締結前は、契約書案の写しを可とするが、第5条第1項の規定により交付決定があった場合は、交付決定後、速やかに契約締結後の賃貸借契約書等の写しを提出すること。）</li> <li>(7) その他市長が必要と認めるもの</li> </ul>
維持管理経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 事業計画書</li> <li>(2) 収支予算書</li> <li>(3) 賃貸料に係る補助金の交付を受けようとする場合においては、賃貸借契約書等の写し（契約締結前は、契約書案の写しを可とするが、第5条第1項の規定により交付決定があった場合は、交付決定後、速やかに契約締結後の賃貸借契約書等の写しを提出すること。）</li> <li>(4) その他市長が必要と認めるもの</li> </ul>

別表第4（第13条第2項関係）

補助対象項目	添付書類
設置経費	(1) 事業実績報告書 (2) 収支決算書 (3) 補助事業の契約関係書類の写し（経費の内訳が分かる書類を含む） (4) 補助事業の領収書等の写し (5) 前号に規定する書類で証明される金額が、第3号に掲げる契約関係書類の金額と異なる場合は、その理由書 (6) 喫煙施設及び設備が完成したことを確認できる書類の写し (7) 喫煙施設を設置した場所を示す位置図 (8) 建物内外主要部分の写真 (9) 工事完了後の喫煙所の面積が分かる書類 (10) その他市長が必要と認めるもの
維持管理経費	(1) 事業実績報告書 (2) 収支決算書 (3) 補助事業の契約関係書類の写し（経費の内訳が分かる書類を含む。） (4) 補助事業の領収書等の写し (5) 前号に規定する書類で証明される金額が、第3号に掲げる契約関係書類の金額と異なる場合は、その理由書 (6) 賃貸料に係る補助金にあつては、次に掲げる書類 ア 賃貸契約書等の写し イ 賃貸料の支払いを確認できる領収書等の写し又は銀行等振込明細等の写し ウ イに規定する書類で証明される金額が、アに掲げる賃貸借契約書等の金額と異なる場合は、その理由書 (7) その他市長が必要と認めるもの

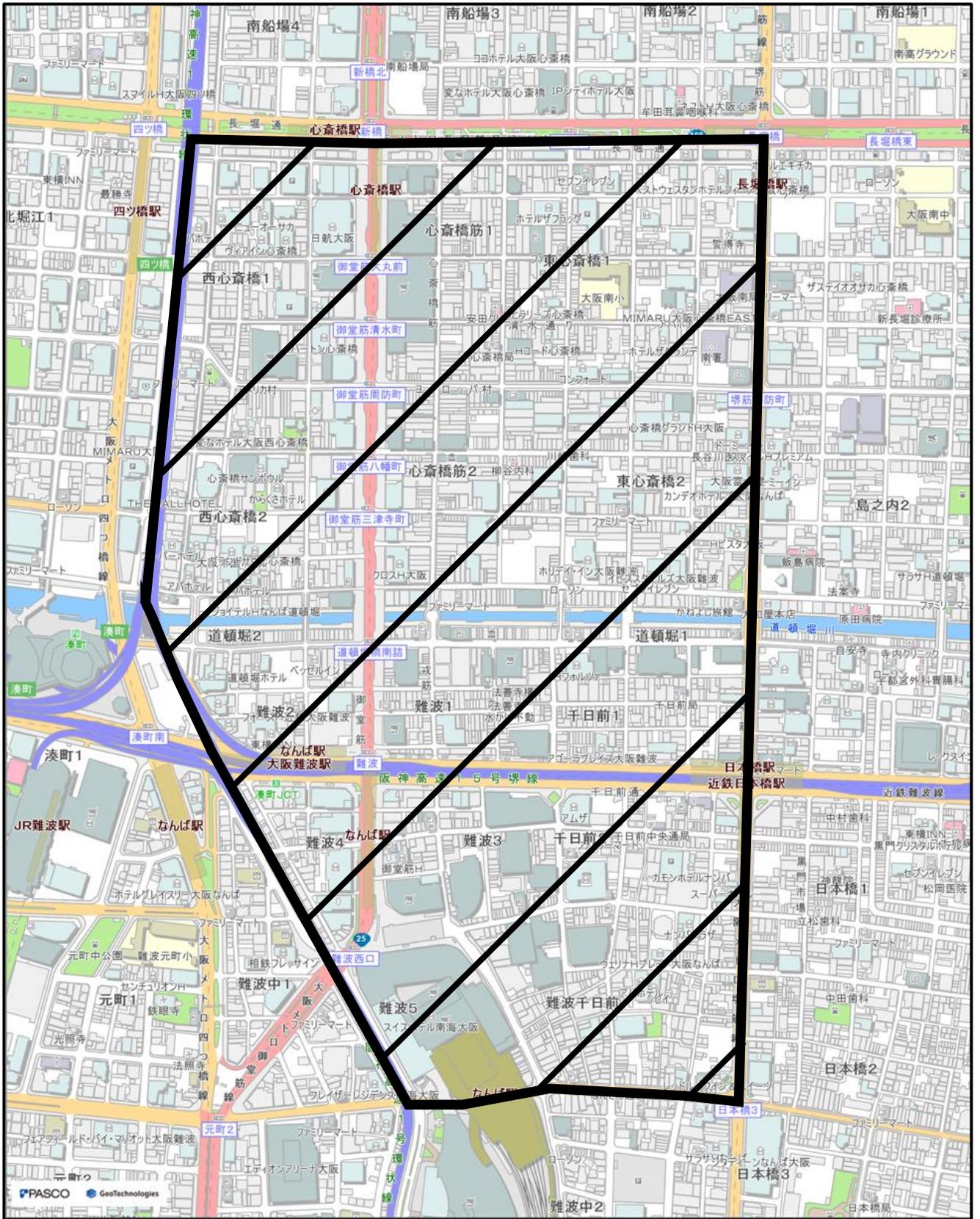
別表第5（第20条第3項関係）

設置経費

経過期間（※）	金額
(1) 2年以上3年未満	設置経費に係る補助額の1/3に相当する金額
(2) 1年以上2年未満	設置経費に係る補助額の2/3に相当する金額
(3) 1年未満	設置経費に係る補助額全額

※ 経過期間とは、設置経費に係る補助金の額の確定の通知の日から当該指定喫煙所の指定の取消し又は変更事由の発生日までの期間とする。

別図（別表第1関係）



 … 補助対象地域